

職員の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1772号

職員の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費の支給に関する規則（規則第6-10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(外国旅行に係る地域の定義)</p> <p><b>第14条</b> 条例別表第2の(1)の備考1に規定する次の各号に掲げる地域として人事委員会規則で定める地域は、当該各号に定める地域とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 欧州地域 ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、<u>ジョージア</u>、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しよ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) アジア地域（本邦を除く。）アジア大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、<u>ジョージア</u>、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び前号に定める地域を除く。）、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しよ</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>(外国旅行甲地方の範囲)</p> <p><b>第15条</b> 条例別表第2の(1)の備考1に規定する甲地方は、前条第1号から第3号までに定める地域のうち第13条の地域以外の地域で、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、<u>ジョージア</u>、クロアチア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、セルビア・モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域とする。</p>	<p>(外国旅行に係る地域の定義)</p> <p><b>第14条</b> 条例別表第2の(1)の備考1に規定する次の各号に掲げる地域として人事委員会規則で定める地域は、当該各号に定める地域とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 欧州地域 ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、<u>グルジア</u>、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しよ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) アジア地域（本邦を除く。）アジア大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、<u>グルジア</u>、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び前号に定める地域を除く。）、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しよ</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>(外国旅行甲地方の範囲)</p> <p><b>第15条</b> 条例別表第2の(1)の備考1に規定する甲地方は、前条第1号から第3号までに定める地域のうち第13条の地域以外の地域で、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、<u>グルジア</u>、クロアチア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、セルビア・モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。